

岐阜県公報

目次

人事委員会規則

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則の一部を改正する規則

(人事委員会)

ページ

号外(三) 令和五年五月二十六日

人事委員会規則

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年五月二十六日

岐阜県人事委員会

委員長 栗山 知

岐阜県人事委員会規則第二十五号

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則(昭和三十二年岐阜県人事委員会規則第六号)の一部を次のように改正する。

付則第十項を削る。

付則第十一項の前の見出しを削り、同項を付則第十項とし、同項の前に見出しとして

「(東日本大震災に対処するための特殊勤務手当の特例)」を付し、付則第十二項を付則第十一項とし、付則第十三項から第十六項までを一項ずつ繰り上げる。

付則第十七項の前の見出し及び同項から付則第十九項までを削り、付則第二十項を付則第十六項とし、付則第二十一項から第二十四項までを四項ずつ繰り上げる。

付則第二十五項の前の見出しを削り、同項を付則第二十一項とし、同項の前に見出しとして「(条例付則第二十八項の規定の適用を受ける職員の特地勤務手当基礎額)」を付し、付則第二十六項を付則第二十二項とする。

付則第二十七項の前の見出しを削り、同項を付則第二十三項とし、同項の前に見出しとして「(条例付則第二十八項の規定の適用を受ける職員の特地勤務手当に準ずる手当

の月額)」を付し、付則第二十八項を付則第二十四項とする。

付則第二十九項中「付則第二十七項及び第二十八項」を「付則第二十三項及び第二十四項」に改め、同項を付則第二十五項とする。

付則第三十項の前の見出しを削り、同項を付則第二十六項とし、同項の前に見出しとして「(条例付則第二十八項の規定の適用を受ける職員の産業教育手当の支給額)」を付し、付則第三十一項を付則第二十七項とし、付則第三十二項を付則第二十八項とする。

付則別表中「付則第23項」を「付則第19項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

令和五年五月二十六日発行

発行者
発行所

岐阜市数田南二丁目一番一
岐阜県庁

編 集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社